



国民年金保険料の納付案内を行う事業者が変わりました

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れた方に対する電話・文書・戸別訪問による納付のご案内、免除など勸奨業務、および保険料の収納業務を民間に委託しています。

この民間委託は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、従来、官公庁が行っていた事業に民間事業者が参入するものです。これは民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。

市における市場化テスト事業の受託事業者は、10月から株式会社アイヴィジット 0120・927・866 (お客様用) に変更となりました。市場化テスト事業の受託事業者には、個人情報保護の管理を徹底しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆日本年金機構ホームページアドレス
http://www.nenkin.go.jp

民間委託についての詳細は、日本年金機構ホームページでも確認できます。詳しくは武蔵野年金事務所 0422・56・1411へ。

所 0422・56・1411
遺族基礎年金について
遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持していた「子の妻」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方



※ただし前記①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります(平成28年3月31日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の一年間に保険料の未納がなければ可)。遺族基礎年金の額は、「子の妻」が受ける場合、基本額(79万2100円)に子の加算額(一人目と二人目の子は、それぞれ22万7900円、三人目以降は一人につき7万5900円)を加えた額です。

※「子」とは、18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満で一級・二級の障害の状態にある子を含みます。詳しくは、武蔵野年金事務所 0422・56・1411へ。

国民健康保険 シリーズ⑥ (最終回) ~国民健康保険税の仕組み~

国民健康保険制度は昭和13年に創設され、昭和23年には市町村が国民健康保険を運営する制度の基本が確立しましたが、財政運営は医療費の急増により厳しい状況にありました。

こうした中で昭和26年に保険財政を強化するため、保険料方式に加え地方税としても徴収することができるよう用途を特定した目的税として国民健康保険税(国保税)が創設されました。

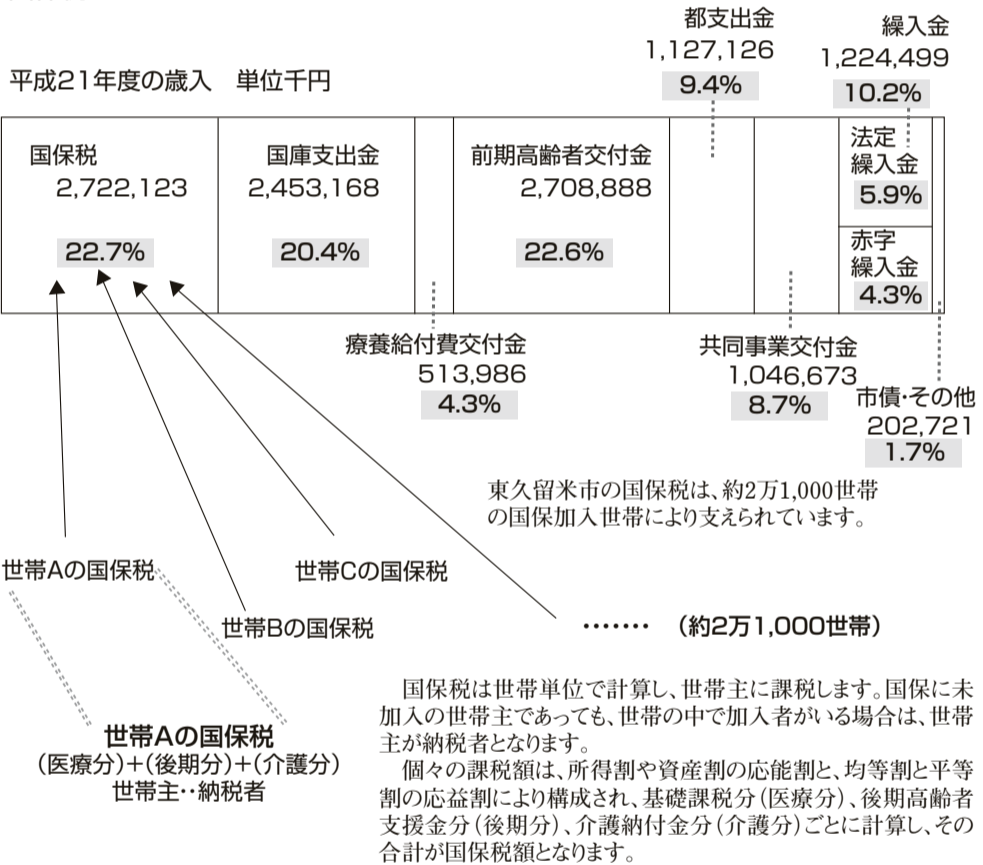
現在でも国民健康保険は、料方式と税方式のどちらかを選択できるようになっていますが、約8割の自治体が、税方式を選択しています。



国保税の税率をどうやって

国保会計では毎年度、翌年の歳出・歳入を予測し、必要な国保税総額を算定します。このため毎年度、必要な国保税総額に基づき税率などを検討します。詳しくは保険年金課 470・7733へ。

国保税のしくみ



東久留米市の国保税の計算

- ① 所得割額 (国民健康保険加入者の前年の所得-33万円(基礎控除))×所得割率
 - ② 資産割額 国民健康保険加入者の固定資産税額(土地、家屋に係る部分)×資産割率
 - ③ 均等割額 国民健康保険加入者人数×均等割額
 - ④ 平等割額 国民健康保険加入者1世帯に付きかかる金額
- 東久留米市は①~④の合計を国保税とする、4方式と呼ばれる課税方式を選択しています。3方式(①、③、④の合計)や2方式(①、③の合計)による課税方式もあります。

(医療分と後期分と介護分の合計が国保税)

$$\text{国保税額} = \frac{\text{医療分①+②+③+④} + \text{後期分①+②+③+④} + \text{介護分①+②+③+④}}{\text{世帯数}}$$

※介護分については、国民健康保険加入者のうち、40歳以上65歳未満の人に加算されます。

計算例

年金収入220万円、固定資産税5万円、1人世帯(68歳)の国保税の計算

220万円-120万円(年金控除)-33万円=67万円

67万円×3.15%(医療分所得割率)=2万1,105円

5万円×12.8%(医療分資産割率)=6,400円

1人×2万3,100円(医療分均等割額)=2万3,100円

(医療分平等割額)=6,000円

合計 5万6,600円 ※100円未満の端数切り捨て。

220万円-120万円(年金控除)-33万円=67万円

67万円×1.4%(後期所得割率)=9,380円

5万円×3.2%(後期分資産割率)=1,600円

1人×9,400円(後期分均等割額)=9,400円

(後期分平等割額)=1,800円

合計 2万2,100円 ※100円未満の端数切り捨て。

国保税は 5万6,600円+2万2,100円=7万8,700円 となります。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	1日・8日 15日・22日	いずれも水曜日 午前10時から	弁護士	11月25日(木) 12月9日(木)
登記相談	1日(水)午後1時から	司法書士	11月26日(金)	市役所 2階 相談室
表示登記相談	1日(水)午後1時から	土地家屋調査士	11月26日(金)	
税務相談	8日(水)午後1時から	税理士	12月3日(金)	
人権の上相談	15日(水)午後1時から	人権擁護委員	12月7日(火)	
不動産相談	15日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	12月10日(金)	
交通事故相談	22日(水)午後1時から	弁護士	12月16日(木)	
相続・遺言・成年後見等 手続相談	8日(水)午前10時から	行政書士	12月2日(木)	
年金・労災・雇用保険・ 人事管理等相談	22日(水)午前10時から	社会保険労務士	12月17日(金)	
経営相談	平日の午前10時~午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	
女性の悩みごと相談	6日・13日 20日・27日	いずれも月曜日 午後1時半~4時半	女性 カウンセラー	
女性弁護士による 法律相談	3日(金)午前9時半~ 午後5時半	女性弁護士	11月19日(金)	
耐震相談	8日(水)午後2時~5時	東久留米 建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原 建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階 屋内ひろば
教育相談室	火曜~土曜日 午前10時~午後5時 ※電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

12月のお気軽に無料相談

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	8日(水)午前10時~正午	知的障害者相談員	市役所1階 相談室
身体障害者相談	10日(金)午前10時~正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日の午前9時~午後5時 ※電話相談も可 ☎477・2711	さいわい福祉 センター指導員	さいわい福祉 センター
職業相談	開庁日の 午前9時~午後5時	ハローワーク 三鷹職員	市役所1階 ワークコーナー
住宅増改築相談	9日(木)午前10時~午後4時	市住宅増改築等斡旋 事業登録団体協議会	市役所1階 屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時~午後4時 ※電話相談も可 ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課 (市役所2階)

《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問			

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時~午後4時に行っています。
※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 や ヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。